

特定非営利活動法人 はっちぽっち 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人はっちぽっち（以下「法人」という。）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府茨木市沢良宜浜三丁目に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、子どもから高齢者まで幅広い年齢の方々を対象として、子育て家庭支援、高齢者及び障害者の生活支援ならびに生きがいづくり等の支援を行うことによって、一人ひとりの人権が尊重され、「自立・自己実現できる社会」の実現に向け、誰もが住みやすい人権のまちづくりと地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表第1号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）第2号（社会教育の推進を図る活動）第3号（まちづくりの推進を図る活動）第10号（人権の擁護又は平和の推進を図る活動）第13号（子どもの健全育成を図る活動）第19号（前各号に係わる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）を行う。

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子育て・子育て支援事業
- (2) コミュニティデイハウス事業
- (3) 高齢者生きがいづくり事業
- (4) 人権・地域コミュニティー情報発信事業
- (5) 介護サービス事業
- (6) その他 この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、総会に参加し議決権をもつ個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限りは入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払い意志がないと認定したもの
- (3) 除名されたとき

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は秩序を著しく害したとき
- (3) この法人の目的に反する行為をしたとき

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3名以上12名以下
- (2) 監 事 1名又は2名

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 常務理事は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 4 顧問及び参与は、理事会の同意を得て理事長が委嘱することができる。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。又、それぞれの役員とその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命を受けてこの法人の常務を処理する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行うものとし、その執行にあたって必要なときは、いつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること

- (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること
- 6 顧問及び参与は、この法人の運営及び事業に関し、理事長または理事会の諮問に応じ意見を述べることができる。

(任期等)

第14条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでの間その任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は辞任する際において、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種 別)

第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 理事会において事務処理上重要であると認め付議された事項
- (8) その他運営に関する重要事項

2 総会は、理事会において議決された事業計画及び活動予算並びにその変更について報告を受ける。

(開 催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 13 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招 集)

第 22 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(表決権等)

第 26 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を明記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。但し、理事長に支障ある時は副理事長、又は理事長が指名する理事がこれにあたる。

(議決等)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会においては、理事現在数2分の1以上の出席数がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。
- 5 監事は理事会に出席して意見を述べるができるものとする。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項の適用については、理

事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第 36 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品及び助成金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(経費の支弁)

第 37 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会で決定する。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、法第 28 条の 2 第 1 項に規定するこの法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、長期借入金（当該年度の収入をもって償還する短期借入金を除く）の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 事務局

(設 置)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

4 理事は職員を兼職することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第 48 条 事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第 9 章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

第10章 雑 則

(細 則)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
 - * 入会金 5, 000円
 - * 年会費（個人） 5, 000円
 - * 年会費（法人、団体） . 10, 000円
 - (2) 賛助会員
 - * 入会金 0円
 - * 年会費（個人） 1, 000円（一口）
 - * 年会費（法人、団体） . 2, 000円（一口）
- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。
 - (1) 理 事 長
氏 名 村井康利
 - (2) 副理事長
氏 名 大和勇三
 - (3) 理 事
 - 氏 名 西端光男
 - 氏 名 北井敏子
 - 氏 名 橋爪功
 - 氏 名 今田洋茂
 - 氏 名 村井眞由美
 - 氏 名 村井京子
 - 氏 名 東井芳樹
 - (4) 監 事
氏 名 田中総司
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日

から18年6月30日までとする。

- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

特定非営利活動法人 はっちぼっち
設立代表者 村 井 康 利

改定

2009年6月23日

2010年6月21日

2012年6月20日

2016年6月16日

2017年6月21日

2018年9月19日

2025年6月23日